

修学院保育所の運営を希望される法人の方々へ

法人のみなさま、また、市営保育所民営化問題に関心を持たれたみなさま
修学院保育所の保護者の要望書をご覧頂き、ありがとうございます。

この度の京都市の性急な民間移管に、 私たち保護者は反対しています。

しかし、やむを得ず移管するならば、この要望書を熟読の上で
保護者とともに闘ってくださる法人を求めます。

この要望書には、修学院保育所の保護者達の願いと想いが詰まっています。
誠実に保育に取り組んでおられる法人の皆さまには失礼な内容もあるかと存じますが、
運営に応募される際は、ここに記す私たち保護者の「切実な想い」を汲み取り、
実行してくださるものと理解します。

この要望書に記載のことが 「実行できない」「理解できない」のであれば、 くれぐれも、応募はお控えください。

応募を検討される法人の方は、こちらにお問い合わせください。
修学院保育所 民営化対策委員会
shugakuinmintai@gmail.com

なお、保護者会の活動や要望は、以下のサイトを御覧ください。
shugakuin-mintai.hatenablog.com
※検索サイトで「民対活動記録」と検索してください。

この要望書は、京都市が募集要項を決定し配布する前に作成しています。
募集要項が配布された後に、その内容に対して、
保護者の要望を変更・追記を行えるよう要望していく予定ですので、ご確認ください。



上質な保育を。

2017.7.3 修学院保育所民営化対策委員会／父母の会一同

京都市修学院保育所保護者会からのお願い

修学院保育所は50年以上に渡り、修学院地域で保育や子育て支援をおこなっている、伝統ある保育所です。3年前に、突然、京都市から民間移管の話聞いたとき、修学院保育所父母の会は反対の決議をとりました。2度にわたる民間移管反対の署名ではのべ2万人近い署名を集め、幾度となく京都市保育課に民間移管を止める説明会を要望してきましたが、この流れを止めることはできませんでした。

現在でも基本的には「反対」ですが、民間移管が進む以上は私たちの思いを理解し実践していただける法人に引き継いでいただくことを望んでいます。

修学院保育所は地域に根付き、大切にされ、京都市営保育所として子どもと保護者そして地域の方々にとって重要な保育所であり続けてきました。

私たちにとって修学院保育所はとても大切な保育所であり、障がいやアレルギー、さまざまな困難を抱える子どもや保護者を、分け隔てなく暖かく受け入れてくれました。

現在、通所している子どもたち、ここを巣立っていった沢山の子どもたち、そして修学院保育所に関わってきた全ての保護者たちのために、運営を引き継ぐことを希望する法人の方々にお願ひがあります。

私たちは修学院保育所ならではの特色や伝統、そして京都市営保育所で長年営まれてきた「子どもの主体としての心を育てる保育」を守っていきたくと考えています。

私たちが大切にしてきた修学院保育所を引き継いで頂くに当たり、私たちが求める条件は次の通りです。

私たちの要望を踏まえ、大きな覚悟と決意をもって移管先法人として応募し審査をお受けください。



京都市は、平成26年度に発表した保育所民間移管にあたり、保護者説明会において、

「保育の質は下げない、保育内容も出来るだけ変えない」と何度も言っていました。

よって、今回の民間移管に際しては、

【最低でも民間移管決定前（平成26年）の修学院保育所の保育内容・保育水準を維持し続けること】を、強く求めます。

これが守られなければ、約束違いだからです。

是非とも移管決定前の修学院保育所の保育のありかたを適切に引き継いでください。

運営に応募される際は、以下に記す保護者の「切実な願ひ」に寄り添い、実行してくださるものと理解します。

以下のことが「実行できない」「理解できない」のであれば、応募はお控えください。

1：「修学院保育所」という名称を変更しないこと

2：移管決定前（平成26年度時点）の修学院保育所の保育内容・保育水準を維持し続けること

3：保護者会との良好な関係を維持し、保護者会の同意なく、保育に関わる内容の変更をしないこと

4：連絡ノートの活用をはじめとし、懇談会や送迎時などで保護者とのコミュニケーションを図り、保育所での子どもの生活を保護者と共有すること

5：散歩や外遊びなどにより、子どもに色々な経験を積ませるようにすること。身体を動かす機会を多くもつこと。

6：遊びや工作の際は個々の子どものペースを尊重するなど、個々の違いを尊重し、心の成長を促すような質の高い保育をすること。

7：給食とおやつは自園調理し、安全食材を用いて作ること

8：外国籍の利用者に配慮し、献立や各種連絡を必要な言語にて作成・配布すること

9：小規模保育施設との連携や、子育て支援事業、地域交流や問題解決等、地域に根ざす保育所としての役割を果たし続けること

以下に記す修学院保育所の現在の状況と、保護者の要望を熟読いただき、内容をご理解の上でご検討いただけますよう、お願い致します。

修学院保育所の現在と、今後の保護者の要望

1【保育体制について】

修学院保育所では、個々の違いを尊重して子どもや保護者に向き合い、一人ひとりのペースに合わせた保育を行っています。

アレルギーや持病、障がい、被虐待児、外国籍、特定の宗教、親の介護や就労など、さまざまな事情を抱えた家庭が、子どもを安心して預けることが出来るように、その都度、個々の状況に合わせて対応してくれています。このような個々の事情に柔軟に対応する体制を、必ず継続してください。多様なクラスメイトの存在は、子ども達にとって互いの違いを知り、尊重しあい心を育む良い環境となっています。子ども間のトラブルは、子ども自身が理解し納得できるような声かけを保育士が行っています。この体制を維持継続してください。

1 ●保育所保育指針に則り、現在市営保育所が実施している保育内容（子ども一人ひとりを主体として受け止め、主体としての心を育てることを大事にする保育「市営保育所 保育のガイドライン」参照）を遵守し、保育運営を行ってください。

2 ●ゆとりある保育を継続するため、受け入れ児童数を増やさないでください。

3 ●保育士の数を絶対に減らさないでください。

4 ●京都市民間保育施設障害児受入促進事業及び京都市民間保育施設障害児保育対策費を活用し、障害児保育を積極的に実施してください。

5 ●アレルギーのある子ども、障がい児（疑いのある子を含む）、被虐待児（疑いのある子を含む）、家庭支援の必要な子ども（疑いのある子を含む）、外国に文化的背景を持つ子どもなど、一定の配慮が必要な子どもを積極的に受け入れてください。

6 ●現状通り、外国人世帯や様々な宗教を信仰する世帯の子どもを受け入れてください。その際、保育所生活のなかで起こりうる宗教的な制約（例／神社に散歩に行くことができない、クリスマス会に参加できない、食事の制約、等）に対し、個々が尊重されるよう真摯に対応してください。移管先法人が特定の宗教法人になった時点で、信教上通えなくなる世帯も現在在所していますので、応募は控えてください。

7 ●すぐ泣く子ども、骨折など怪我をしている子どもなどへの対応も、個々の性格や事情を理解し、尊重して対応してください。

8●笛を使うなどして一斉に子どもを動かしたり、一日のスケジュールを固定しすぎるなど「大人の思い通りに子どもをコントロールする保育」は絶対にしないでください。子どもの主体性を大切に、子どもが自ら気づき考えることができる環境を作ってください。

9●集団行動重視や型にはめる保育・行事ではなく、一人ひとりが主体となり、その子のペースで自由に遊べる保育をしてください。個々の差を特別に扱うのではなく「ここはみんなと一緒にできる」というチャンスを作り、仲間として過ごす自信に繋がるような対応をしてください。子ども間のトラブルの際も、今の先生方のように、子どもが理解し納得できるように注意して、相互理解を深めてください。

10●トイレトレーニング、おはしへの移行など、子どもの段階を見て、個々の発達や興味に合わせて進めてください。

2【遊び／身体的活動】

修学院保育所では、晴れの日には外遊び、雨の日にはホールで身体を動かし、夏はプールを週3回は行い、子ども達が毎日活発に遊ぶ事ができるよう配慮されています。

また、近くの公園や神社、駅への散歩なども積極的に行っており、子ども達も非常に楽しみにしています。季節の植物や昆虫に触れ、木の実や葉っぱを集めるなど、四季の自然に触れたり、お散歩で見つけたカタツムリや虫をクラスで飼育して、皆で成長を楽しみに観察しています。散歩のさいは交通状況に気をつけ、友達同士気を付けあい、交通ルールを守りながら町を歩いています。

また、近隣の小規模保育施設と連携しており、修学院保育所での行事等に提携施設の子どもたちが参加できるなどの地域連携も行なっております。

1●保育室が狭いので、毎日、園庭もしくは園外散歩(雨天時はホール)で身体を思いきり動かす時間を設けてください。裸足やどろんこになりたい子どもも認める保育をしてください。

2●子どもの月齢に合った遊びを積極的にしてください。

3●近くの公園や神社、駅前など、散歩や外遊びを充実させてください。木の実や葉っぱを拾ったり、どろんこになったり、交通に注意しながら散歩したり、自然や町の中でそれぞれがいろんな楽しさを発見するチャンスを作ってください。

4●夏のプールは、各クラスで週3回以上入れている現状を続けてください。

5●宗教上の理由で散歩コースを替える（神社に行けない、お地蔵さんにお参りできない等）などを、現状のように、細かくヒアリングし対応してください。

3【遊び／縦割の交流】

修学院保育所では、クラスを超えて、保育士が保育所全体の子どもの名前を覚えて積極的に関わっています。また、クラスを超えて遊びや散歩などを行う機会もあるため、幅広いコミュニケーションの活性に繋がっています。先輩と遊ぶことで新しい学びや興味を得て、後輩と関わる事で、相手に合わせたり譲ったりする経験を通して、共生するスキルを自然と身に付けています。クラスのなかで月齢が若かったり、発達がゆっくりな子どもを一学年下の子と遊ばせたり、少人数でいられるようさまざまな配慮をしています。個々の成長に合わせた豊かな交流を継続してください。

1 ●クラスの枠にとらわれずに縦割りで、異年齢の子ども同士で遊んだり、散歩に行くなど、様々な刺激とゆとりのある環境をつくってください。

2 ●他のクラスの子どもの名前も覚えて、クラスを超えた声かけを行い、担任以外のいろいろな保育士と関われる時間も大切にしてください。担任だけではなく、保育士全体で子ども達と向き合ってください。

3 ●担任だけでなく、乳児フリーや全体フリーの保育士を配置して、子どもを見守る目を増やしてください。

4 ●現在のように土曜日人数が少ない時は他のクラスと合同になるなど、縦の繋がりができる環境を維持してください。

5 ●個々の発達や成長に合わせ、発達成長が早い子どももゆっくりな子どもも尊重できる遊びを環境づくりを行なってください。

4【遊び／文化芸術】

修学院保育所では、遊びや工作の機会を多く持ち、身近なもので作った図工素材で作品を作ったり、手作りのおもちゃに触れる機会が多くあります。また、テレビやDVD、インターネット利用などによる動画再生を使用せず、絵本や紙芝居の読みきかせ、歌やダンス、リズム遊びや手遊びなどを行っています。また、ロビーの絵本コーナーでは、週に2冊絵本を借りることができ、帰宅前の親子同士や保育士の交流の場となっています。保育所内では魚などの生き物を飼育し、季節の花々が丁寧に育てられ、子ども達はその成長を日々観察しています。このような、「人の手」をかけた遊びの機会を継続してください。

1 ●遊び・工作などの活動は個々の子どものペースを尊重してください。また、図画工作等は、何かのお手本通りにするよう求めるのではなく、それぞれの表現や興味を伸ばす機会になるよう配慮してください。

2 ●既製品のおもちゃばかりでなく、身近にあるもので手作りしても十分楽しめるよう、工夫してください。

3 ●本や紙芝居の読み聞かせを沢山してください。また、現在のように絵本コーナーを充実させ、おすすめ絵本の紹介や、週2冊の絵本の貸出を続け、親子が様々な絵本に出会い、声を掛け会える現在の環境を維持してください。

4 ●通常保育だけでなく、早朝・延長保育時でもテレビやDVD、インターネット利用などによる動画再生に頼らず、保育士が絵本の読み聞かせをするなど、保育士が直接関わる保育をしてください。

5 ●保育所の玄関や園内などに、季節の花や植物を植えて、四季の自然を知り、植物の世話をして成長を喜ぶ体験を継続させてください。また、生き物の飼育を行うことで、自然の中からのちを学ぶ機会をつくってください。

5【給食と食育について】

修学院保育所では、園内にて3名の調理師が調理した手作りの給食・おやつを提供し、産地表示をしています。おやつの大部分は、市販品ではなく手作りや果物などが多く、牛乳も付属します。給食とおやつは毎日現物をケース展示しており、保護者が毎日確認することができます。また、人気メニューのレシピを配布したり、園内で育てた野菜を調理するなどの食育も行っています。保育参観の際には保護者の試食も行っています。現状のような取り組みを継続してください。

1 ●児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画を策定し、計画に基づき食事の提供を行ってください。

2 ●栄養士による献立作成を行ってください。

3 ●給食とおやつは保育所内で調理し、安全な食材を使用してください。月～土まで、給食の外部委託はしないでください。

4 ●おやつは今までのように手作りや果物を取り入れてください。市販のおやつは虫歯が多くなるため使用しないでください。

5●メニューは季節感や彩りにも気をくばり、なによりも子ども達が、給食やおやつが楽しみだと思えるようにしてください。

6●現在のように園庭で野菜を育て、皆で調理をするなど、乳児・幼児に対する食育も継続してください。自分で育てた野菜は好き嫌い関係なく美味しく食べられるので、実感が喜びになる食育を継続してください。

魚をさばく、食材を切って焼くなど、そのままの食材から食卓へあがる過程を子ども達に見せてください。また、給食で使用するたまねぎの皮を子ども達といっしょに剥くあ命をいただいて生きており、生き物全てに感謝の気持ちを持てるような食育を行ってください。

7●経費がかかるから牛乳を出さない民間園もあると聞きますが、子どもの成長において、給食やおやつに関わる予算を削ることは絶対にやめてください。

8●3歳からの幼児の主食費については、家庭からの白ご飯持参などではなく、現状通り完全支給の給食にしてください。

9●食べるペースや、スプーン・お箸への移行など、個々の発達に合わせて柔軟に対応してください。また、給食が苦手な子どもへも、押しつけではなく、自分から食べる意欲が持てるような、個々への細かい配慮をしてください。

10●保育参観での給食試食を継続してください。また、保護者からの、給食や家庭での食事についての質問に、丁寧に対応してください。

11●調理師は現状通り3名以上を配置し、市の調理師研修を必ず受けてください。

12●現状のように、ミルクか冷凍母乳かを自由に選択できるようにしてください。

13●離乳食の食べさせ方などをよく勉強してください。市営保育所ではDVDも作成していますので、それを参照してください。

14●移管前に修学院保育所で利用していた指定業者から食材の仕入れを行ってください。

6【アレルギー対応と宗教対応】

修学院保育所ではアレルギーや宗教上の事情を持つ家庭と毎月食材チェックを行い、チェック表を親と担任がダブルチェックして、除去or代替食材を決めています。一旦決まった除去食でも「きりんの集いやおひなさまの日のイベントメニューはみんなと同じ物

にしてほしい」「代替にこんな食材がある」と言えば再検討して下さっています。
月に一度は必ず「みんな一緒やDay」と題して全児童が同じものを食べる日もありません。もちろん安全第一ですが、皆と同じ物を食べて育まれる心の食育も大切にしています。個々の事情を尊重し、柔軟な対応を継続してください。

1 ●宗教、アレルギーの食べ物制約のある給食メニューを検討する給食会議を残してください。その際、外国人の家庭に対しては、日本語ではなく英語等に翻訳するなどきめ細かい対応をして、家から代替食を持っていく必要がないように配慮してください。

2 ●アレルギー対応は、保護者と相談の上内容を決めてください。
アレルギー対応給食や宗教対応給食でも、他の子と同じメニューを食べられる「みんな一緒やDay」を残してください。疎外感を感じる事なく、仲間意識を持てるように、出来るだけ他の友達と同じメニューが食べられるように配慮してください。

7【おむつと服装について】

修学院保育所では、おむつは紙と布が自由に選べて、気候や体調、着替えの自主性に合わせた服装ができます。

1 ●おむつは紙・布を自由に選択できるようにしてください。

2 ●年中半袖と半ズボンなど、特定の服装をルール化するのはやめてください。キャラクターものの着用を制限したり、制服や制帽などを強制するのもやめてください。

8【昼寝・布団について】

修学院保育所では平成28年秋までは全世帯が保育所の布団を使用し、バスタオル2枚を家庭から持ち込むことで昼寝環境を確保していましたが、市の性急な改悪により、平成28年秋以後の新入児は布団持ち込みを余儀なくされています。これは、平成26年時点で開催した市の移管説明会で保護者に明言した「保育の質は下げない」という言葉を大きく裏切るものです。布団を複数人分自転車で持っていくのは困難であり危険です。布団の世帯負担は保育の質を大幅に下げています。これは、民間移管のためのハードルを下げて性急に推し進めようとする象徴的な改悪であり、大部分の保護者の理解は得られていない状況です。

1 ●平成26年時点での取扱い通り、昼寝時の布団（あるいはコット）は保育所で用意して業者による定期的な殺菌を行い、家庭からの持ち込みはバスタオル2枚以下にしてください。

2 ●お昼寝の間も保育士がしっかり見守りをしてください。

9【急病やケガの緊急対応】

修学院保育所では、37.5℃以上の発熱時など体調不良の際、体温以外にも子どもの状態で総合的に判断して、保護者へ連絡をし、追い立てることなくお迎えを待ってくれました。

1 ●発熱時やケガ時の対応を変えないでください。体温以外にも熱・脈・水分摂取・尿など、子どもの状態で総合的に判断し、すぐに仕事を抜けられない保護者へも配慮してください。

2 ●ケンカによるケガなど、子ども間のトラブルが起こったときは、保護者への報告を丁寧に行ってください。子ども達に対しては、ただ叱るだけではなく、なぜそうなったのか、どうすれば再発を防げるのか、この先の保育所生活をより良くするためにはどうしたらいいのか、子どもたち自身が考えるきっかけを与えてください。

10【健康と安全】

修学院保育所では、眼科、歯科、耳鼻科などの検診や歯科衛生士指導などを行っています。また、不審者・地震・火事の避難訓練を月1回行い、修学院小学校までの避難経路の確認のための散歩を行っています。これらを継続してください。

1 ●子ども達との避難訓練を月一回かならず行い、広域避難所への避難シミュレーションのお散歩も定期的に行ってください。

2 ●救急救命講習を全職員受講してください。また、事故や怪我に対する安全対策や保育所内の衛生管理を徹底し、保育所内には、幼児用のAEDを設置してください。

11【車寄せスペースについて】

修学院保育所の車寄せスペースはかねてより、地域住民の理解を得て、送迎時に3台までの一時停車が黙認されています。保護者としては安定した駐車場を望んでいますが、それ以上に地域住民との関係も重視しています。

今後も今の車寄せスペースが、これまでどおり活用できるように、混雑時には交通整理をするなど地域住民の理解を得るよう努めてください。

12【行事について】

修学院保育所では、運動会、生活発表会など、保護者や保育士が子ども達の成長を喜び合える行事や、遠足や芸術鑑賞など様々な経験の出来る行事があり、どの行事も子ども達は大変楽しみにしています。現状の、修学院保育所での行事を継続してください。な

お、平成26年度までは、乳児も運動会に参加していました。乳児でも運動会に参加できるように戻してください。

- 1 ●現状の行事は削る事なくそのまま残してください。
- 2 ●行事は父母ともに参加しやすい土曜日に設定してください。
- 3 ●人形劇や音楽コンサートなど、芸術鑑賞の催しを積極的に取り入れてください。
- 4 ●遠足を続けてください。(科学センター、植物園、動物園、水族館など)
- 5 ●乳児も参加できる行事を増やしてください。乳児の運動会参加を復活させるなど、さまざまな行事に全体が参加できるようにしてください。
- 6 ●お泊まり保育の実施を検討してください。(現在市営保育所では行なっていませんが、保護者アンケート調査により要望がありましたので、ここに記載いたします)

1.3 【地域交流や小規模保育施設との連携について】

修学院保育所では、園庭開放の「ともだちひろば」や地域の訪問保育など、子育て支援事業を修学院学区で行ってきました。子育ての孤立を防ぎ、相談しやすい保育士のいる「地域に開かれた保育所」として、地域全体を支えています。

入所世帯でなくとも地域の保護者と知り合う事ができ、保育士に様々な相談をすることができる「ともだちひろば」の存在は、地域には不可欠なものとなっています。また、地域交流として、なつまつり、たそがれコンサート鑑賞や、中学生の保育士体験実習など様々な機会があり、子ども達はとても楽しみにしています。地域と連携した現状の取り組みを継続してください。また、徒歩圏内にある近隣の小規模保育施設と連携しており、修学院保育所での行事等に提携施設の子どもたちが参加できるなどの地域連携も行なっております。提携施設卒所後に修学院保育所への入所を希望した場合はポイントの優遇を受けられるなどの配慮もあります。これらの取り組みを継続してください。

- 1 ●ともだちひろば(通所児以外の家庭への園庭開放)、訪問保育など、子育ての孤立をふせぐ「子育て支援事業」をこの地域に残してください。
- 2 ●地域との交流を増やす機会(バザーやなつまつり)を開催してください。
- 3 ●年長のデイサービス訪問、中学生との交流会、小学校の生活発表会鑑賞、他保育所との音

楽会、たそがれコンサートを残してください。経費削減でカットされた修学院中学校のたそがれコンサートは、楽器輸送代を再度工面し行ってください。

4 ●小学校や中学校の体験実習を今後も受け入れてください。

5 ●近隣の小規模保育施設と連携し、小規模保育施設卒所後は、修学院保育所にて受け入れるようにしてください。

1.4 【一時保育について】

保育所に入れなくても、一時保育に救われている保護者がたくさんいます。

保育所は、働く親の為だけのものではなく、育児に悩みを抱く保護者、支援を必要とする世帯にとって大変貴重な場所です。入所児童と同じく専属の保育士を配置し、利用者に寄り添った一時保育を行ってください。

これまでの修学院保育所と同等の受け入れを維持してください。

1.5 【土曜保育、延長保育について】

これまでの修学院保育所の受け入れ体制を継続してください。現状通りの延長保育が無いと、仕事が続けられません。

1 ●土曜保育、延長保育を変わずに行い、保育時間を変えないでください。延長保育は必ず19:00まで行ってください。土曜や延長時も常勤の保育士を必ず配置してください。

1.6 【費用負担について】

今まで以上に費用負担を増やさないでください。

1 ●雑費費用負担は、幼児クラスでの文具等、現状を超える負担を課さないでください。

2 ●お昼寝布団、制服、指定カバン、体操服、帽子など、これまでにない備品の購入はさせないでください。

3 ●お迎えに遅れた場合の追加料金などを求めないでください。

4 ●やむを得ず保護者に市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を求める場合は、三者協議会において協議のうえ、過半数の保護者の同意を得て実施してください。

1.7 【保護者会について】

修学院保育所には「父母の会」という保護者会があります。

1 ●保護者会を残し、保護者会総会や現状の各種活動を継続させてください。また、保護者会

活動の際は、現状のように、保育所ホールなどの施設を使用させてください。(※移管により保護者をなくされた保育所もあるようです)

2 ●定期的に保育所と保護者が話し合う時間を設け、保護者の要望に対して柔軟に対応してください。

3 ●新しいことを導入したり、保育内容を変更する際には必ず事前に保護者へ提示、相談を行い、三者協議会で検討の後、保護者の同意の上、実行してください。

4 ●保護者会総会や保育所からの保育時間外の説明会においては、現状通り全ての世帯が参加できる体制を保てるようよう、開催時間帯（主に18時台～21時頃まで）の保育受け入れを行ってください。

1.8 【保育士について】

修学院保育所では、現状の受け入れ児童数に対し、各クラス2～3名の担任をおいています。(※1歳児クラスは3名担任、他は2名担任) さらに「乳児フリー3名」「幼児フリー1名」「全体フリー1名」「ともだちひろば2名」の保育士をおき、保育所全体の子どもを見守り保育する体制が充実しています。また、若手、中堅、ベテランをバランス良く配置しています。担任でない保育士もクラスを超えて子ども達に声かけをし、子どもの名前や保護者の顔もしっかり覚えてくれて、子ども達の様子をよく見てくれています。そして、担任以外の保育士の先生方も、子どもの様子を保護者に知らせてくれるため、保護者としても、子どもの様子が聞ける先生が多くなり、より信頼が増すのです。保育士全員で全世界帯の親子に向き合う姿勢を強く感じます。

1 ●移管後の運営では保育の質を担保するため保育所運営費における人件費比率を7割以上確保してください。

2 ●保育士の人数を絶対に減らさないでください。最低基準の保育士人数を充てるのではなく、京都市の基本要項に基づく人数の保育士等を確保し、保育の質の向上が図れるよう、今までのようにゆとりある人数で保育してください。

3 ●各クラスの保育士の配置は現在と同じ人数配置にしてください。民間では現在の市営保育所より保育士の配置が少ないのが現状ですが、4,5歳児の30人に1人という保育士の配置人数では、個々に豊かな対応するのは無理ですので、絶対にやめてください。

4 ●現状通り常勤の保育士を確保し、ベテラン、中堅、若手、性別が偏らないように配置して

ください。人件費を削ることで、経験年数の少ない保育士ばかりで構成せず、ベテラン保育士を必ず配置してください。現在の保育士の経験年数や人数、勤務体制についても明確にし、現状と差異のない条件で配置をしてください。

5●担任を持たないフリー担当の保育士も現状通り5名以上を配属し、日本語が話せない子どもや療育の可能性のある子どもには、加配担任を付けてください。

6●保育所内の他のクラスの子どもの名前も覚えてください。保育士全員が情報を共有して、クラスを超えた関わりをもって保育してください。

7●子どもたちと一緒に楽しんだり考えたり悩んだり喜んだり、子ども達の良い所をほめたりして、先生への安心感と信頼を子ども達や保護者が抱けるような関係を築いてください。

8●子ども達に「～ですか」「～してください」と丁寧な言葉で話しかける事で、子ども達も自然と丁寧な言葉を身につけるように、お手本を示す言葉遣いを心がけてください。きちんとした挨拶をしてください。

9●保育士資格を持たない人を雇用するのはやめてください。正規雇用の保育士を配置し安定した雇用状況で保育にあたってください。非正規雇用の保育士を導入する際も、正規雇用に登用するような人事制度を導入するなどして、正規雇用並みのやる気や責任感を持てるような体制を作ってください。また、保護者が職員を定期的に評価する体制を作ってください。

10●保育士に無理な残業や持ち帰りを強いることがないよう工夫し、休日を十分に取得させるなど、ゆとりをもって保育に携われる職場労働環境を整えてください。

11●保育士は定期的に市営保育士向けの研修を受けてください。特に障がい児保育については同じカリキュラムで受け続けてください。様々な事情を持った世帯の子どもに対し、保育士全員が正しい知識を持って対応できるよう努め、偏った知識に固執した保育にならないように、保育士のスキル、経験、心構えを研修で学ばせ整えてください。

12●保育所内で開催している保護者会の会議、各種勉強会などには、保育士も積極的に参加してください。

13●職員による、エピソード記述検討会を継続してください。これは、保育の1コマをエピソードとして描くことにより、目に見えない営みを他者に伝え、目に見えない子どもの心の動きを伝える為の、京都市営保育所の取り組みです。保育の質の維持・向上のため、全ての職員でエピソード記述検討会を行ってください。

1.9 【保護者とのかかわりと情報共有】

修学院保育所では、日々の連絡ノートや送迎時の会話などで保護者と情報共有を行っています。保育士の先生方はクラスに関わらず挨拶や会話で関わりをもってくれて、担任以外の保育士さんからも保育所での様子を聞かせてもらえるので、多くのプロの目で子ども達を見守ってくれているという安心感があります。また、年に2度の保育参加日、夏のプール見学があり、保育参加日は保護者向けに給食の試食も行っています。年に2～3回夜に開催するクラス懇談会では、担任と保護者達で保育所生活の現状や目標を共有して報告や意見交換を行っています。クラス懇談会中は夜のため、保育所側が臨時で保育を受け入れています。また、毎年担任と保護者の個別面談を行うことで、子どもの現状を共有し、相談できる関係を築いています。また、月に一度は写真入りの「○○ぐみクラスだより」を各世帯に配布しています。保護者は保育所での日々を知る事ができないため、情報共有の機会作りが非常に重要です。

1 ●情報共有に関しては、あらゆる面において、これまでの質が決して下がることのないようにしてください。

2 ●連絡ノートや送迎時の会話は、食事・排泄・遊びなどの状況、保育士や友達とのつながりなど、子どもの日常を知る手段として非常に重要です。保育所でどのように過ごしたか、今まで通り綿密に共有してください。

3 ●こまめに保育士とのコミュニケーションが取れる機会を作ってください。子どもについて困った時に相談にのってほしいので、送迎時に保護者が話しかけやすい雰囲気作りやタイミング作りをしてください。保護者による送り迎えは玄関ではなく、各保育室内で行わせてください。

4 ●クラス懇談会、保育参加日、参観等は現在の回数を維持して開催してください。仕事の都合で、年度のどこかで欠席してしまう保護者も、複数回あれば参加できることがあるので、その機会を減らす事のないようにしてください。

5 ●送迎時の立ち話や懇談会等で、子ども達の「心のありよう」や「心の育ち」がわかるエピソードを積極的に話してください。最近こんなことができるようになりました、などの、外面的な描写にとどめないでください。

6 ●写真入りのクラスだよりを毎月続けてください。

7 ●クラス担任でなくとも、挨拶や、保育所での子どもの日常を知る事ができる会話をしてく

ださい。

8 ●ケンカやケガなどトラブルが起こったとき、丁寧に報告をしてください。

外国籍世帯の保護者の要望

20 【外国籍世帯の保護者からの要望】

修学院保育所では、様々な国籍の方が入所されています。近くに京都大学の国際交流会館があることもあり、外国籍の利用者は今後も増えると予想されます。外国籍の方も当たり前前に利用出来る保育所でありつづけてください。

この願いを込めて、外国籍の方のアンケートをそのまま記載します。

I hope there will be toilet training for the children more than 2 y.o.

1 ●トイレトレーニングは2歳になってから始めてほしい。

Children should do exercise at least twice a week. The exercise could be playing around in the school yard, walking around near the hoikusho especially on the pleasant weather or just exercise together in the hall if the weather is bad.

2 ●週2回以上は体を動かす運動をするべき。園庭での遊び、特に天気の良い日は散歩、悪い日はホールで体を動かす。

There should be class picnic for children more than 3 y.o.

The children go together and playing around and also eat their lunch there.

3 ●3歳児以上は遠足に行っていてほしい。一緒に行っていて遊んでそこでランチを取る。

For school meal,

some children can not consume some meals ingredients due to allergy or religion reason. I hope every month, the hoikusho will give parents check schedule of the following month menu and also the translation in English. If possible the breakdown of menu have been marked for some ingredients that can't be consumed by designated child. So the hoikusho has already check the following menu and ask parents for recheck because parents already mention what kind of ingredients are avoided.

4 ●給食について、アレルギーや宗教上の理由で除去食が必要な場合、毎月の献立の内容を保護者に確認してほしい。その際に英語訳をしてほしい。可能であれば献立のアレルギーのある材料にマーキングをしてほしい。保育所側と保護者のダブルチェック。

In case there is an ingredient include in the meal could not be eaten by children,

I hope hoikusho can provide other menu for children.

It could be by eliminating the forbidden ingredients and serve it the rest or change the ingredient with the similar nutrient content.

The last chance is the parents bring lunch for children, but it should not frequent.

5 ●子どもが食べることができない食材がメニューに含まれている場合は、保育所が別のメニューを提供してほしい。禁止された食材を除外する、または同様の栄養成分を含む食材に変更をするなどの対応が望ましい。最終手段としては両親が子どものためにお弁当を作ることだが、それは頻繁にあるべきではない。

There are many annual events regarding the cultural events, such as natsu matsuri, undokai etc.

6 ●年間行事(なつまつり、運動会等)を引き継いでほしい。

There must be teacher that is able to communicate in English. Shugakuin hoikusho is the nearest hoikusho from Kyoto University International House. Therefore, if the Kyoto University students have toddlers, Shugakuin hoikusho has a high possibility to be chosen. And also, the officer in KU international house always mention Shugakuin hoikusho as recommended hoikusho to visit for nursery or just playing together (tomodachi asobou program).

7 ●英語でコミュニケーションが取れる保育士が必要。修学院保育所は京都大学の国際交流会館から近いので学生に幼児がいる場合修学院保育所に通う可能性が高い。また国際交流会館の担当者からも、妊娠時に訪問したり、遊びに行くことを奨励される(ともだちひろばプログラム)

In a class, there should be 2 teachers in charge. it is very hard to maintain kids in a proper track if only one teacher available. Sometimes children are fighting physically or verbally with other kids, that's why other teacher is needed to handle such situation without disturbing the planning class program of that day.

8 ●担任は2人必要。その日の活動を滞りなく実行するためには子ども同士のトラブルが発生した場合に担任一人では対応が非常に難しい。

Teacher also make communication with parents by doing meeting maybe every 4 months to deliver the children progress and also discuss about current problems. Every parent can also share their problems or tips to face such situation.

9 ●4ヶ月ごとに保護者会を実施し、子どもの発達や問題を保護者と話す必要がある。保護者がそれぞれの抱える問題や情報をシェアできるため。

Hoikusho management should socialize the new management rule frequently.

I hope the hoikusho is managed under skinship with the parents and communication flows in two directions.

10●移管先法人は保護者と双方向のコミュニケーションによって運営ルールを納得いくものに改訂して行ってほしい。

Hoikusho management should publish new tarrif in advance before 100% to be private hoikusho and I hope it will not so expensive.

11●移管先法人は民営化前に前もって追加の費用を公表してほしい。高いのは困る。

移管について

2.1 【保育の引き継ぎについて】

市の保育課は、平成26年に発表した民間移管の説明時に「保育の質は下げない」と何度も言っていました。民間移管は、市営の保育を引き継ぐ事が前提です。まずは市営のやり方を学んでください。たった2年間で、実質はより短期間で、市営保育所が、ここ修学院の地で50年に渡って積み重ねて来た伝統と経験を、民間法人が引き継げるのか、私達保護者はとても心配しています。これまで民間移管を経験した元市営保育所では、引継ぎの機会が少なかったり、共同保育時に新旧の保育士や子どもにわざと溝をつくったりする事例が報告され、保護者連絡会で問題視されています。

そのようなことが一切ないように、出来る限り時間をかけ、確実に引き継いでください。運営を引き継ぐにあたり、平成26年時の保育内容より質が下がる事を、私達保護者は絶対に認めません。

この要望書に記した現状を全て維持あるいは向上させ、質の高い保育を継続してください。

2.2 【保育所名について】

「修学院保育所」という名前を必ず残してください。

1●保育所の名前が変わることは、保育所に在所/卒所した世帯だけでなく、地域住民にとっても大きな変化となり、地名を失うと、地域住民が受けるイメージは極端に縁遠くなる恐れがあります。

また、卒所した児童や保護者にとっても、幼い日々を送った「修学院保育所」の名前が変わってしまうことは、本当に悲しく、ショッキングな出来事となります。

地域に開かれた保育所である「修学院保育所」が、上質な保育体制とともに、名を残し、修学院の地に永く在りつづけるよう、維持継続してください。

2.3 【子どもへの対応】

1 ●別の保育所の移管時に、市営保育所の保育士と子どもの繋がりを無理に離そうとする事例がありました。そのような関係性の破壊はやめてください。時間をかけて新しい保育士に慣れるような計画を立ててください。

2 ●移管引き継ぎに当たる場合は、子ども達に不安や戸惑いを生じさせないことが最重要です。市営と移管先の新旧の保育士が溝を作る事なく信頼関係を築き、円満かつスムーズな引き継ぎを行ってください。保育士同士だけの事務的な引き継ぎでなく、一人ひとりの子どもと新旧の保育士が共に関わり、子どもとの信頼関係そのものを引き継いでください。

3 ●過去の移管では、市営保育所の職員が保育所から離れる際に、年度途中で別れを経験することで、子どもたちが罪悪感を感じるなど、心に傷が残るのケースが報告されています。（この点は京都市が引き継ぎ期間を長く設定するなどの努力をすべき点ですが）子どもたちが心の傷を負うことのないように、引き継ぎする市営保育士とともに、最大限の配慮をしてください。

2.4 【保護者対応】

1 ●保護者の不安に最大限配慮し、保護者や保護者会の要望に必ず対応するとともに、誠意をもって解決してください。

2 ●移管に関する京都市の説明会は、摘録（記録不足な点は保護者側の書記および録音から補足）を残します。その際に保護者から意見が上がった問題の全ての論点に対し、法人として回答してください。

2.5 【引継ぎ・共同保育】

1 ●この要望書を、修学院保育所で勤務することになる職員全員に読んでもらい、我々保護者の「切実な願い」を理解してもらってください。

2 ●認定こども園ではなく、保育所として運営してください。

3 ●引き継ぎのスケジュールや内容については必ず保護者会に開示し、意見を取り入れながら進めてください。

4 ●現在の保育士や調理師の経験年数や人数、勤務体制について明確にし、同様の条件で引き継いでください。

5 ●京都市が指定する引継ぎ期間において、市が指定する職員を配置してください。

6●引継ぎ・共同保育に参加した法人等の職員は、移管後も継続して当該保育所で保育に従事させてください。

7●引継ぎ・共同保育にあたっては、移管日の前日までの修学院保育所の勤務シフトに準じた引継ぎ・共同保育体制を確保してください。

8●移管後3年以内に保育士の1/4以上が退職するような事態になった場合、その原因を明らかにするとともに、その後の対応方法を三者協議会において検討してください。

9●移管日の前日に在所している全児童が卒所した後であっても、基本事項の内容の変更に当たっては、保護者と協議の上、過半数の保護者の同意を得てください。

10●1年間の引き継ぎ期間を四半期に分け、それぞれの期間でどの保育が良かったかを保護者に評価させてください。その評価結果を次の四半期には改善できるよう、具体的に引き継ぎの育成プランを立ててください。

11●引継ぎ・共同保育の2年間の途中に、市営の保育士が度々居なくなる現状のため、「(市営の)先生がいなくなったのは自分たちのせいだ」と子どもたちが自分を責めてしまうなど、子どもたちの心が傷ついている、という実例が保護者間で多数報告されています。年度末まで市営保育士に引継ぎ・共同保育をしてもらえるよう京都市に改善を求めますので、子どもたちの心に負担のかからない引継ぎ・共同保育に尽力してください。

12●経営者及び主な経営陣と父母の会との面談をしてください。

2.6 【職員の育成】

1●京都市営保育所の経験者を積極的に保育士として採用してください。子ども達の安心感につながります。

2●当分の間は、下記を始めとする市が実施する市営保育所職員研修に出席させてください。
・階層別研修～新規採用保育士研修(1年目)、初任保育士研修(3年目)、中堅Ⅰ保育士研修(8年目)、中間Ⅱ保育士研修(15年目)、中堅Ⅲ保育士研修(20年目)、主任研修
・分野別研修～乳児保育担当者研修、幼児保育担当者研修、障害児保育担当者研修、造形研修、地域子育て支援拠点事業担当者研修、調理師研修

3●保育士に、保育の質の向上を目的とする「自己評価チェックシート」等を用いて自らの保育実践を評価させ、職員相互の話し合い等を通じて保育所全体の保育の内容に関する認識を深めることで、専門性及び保育の質の向上のための課題を明確にし、その保育実践の改善を図っ

てください。その他職員研修など職員の資質向上に積極的に取り組んでください。

4 ●職員の評価に360度評価の一環として保護者の目線を加えてください。

5 ●頻繁な転勤は避けて、修学院保育所に最低3年間は継続して勤務できるようにしてください。

6 ●保護者からの苦情が多い職員については、その対応に努め、当該職員の具体的な指導内容を職員に開示し、なお改善が見られない場合は保育以外の業務に就かせてください。

2.7 【第三者評価の受審】

1 ●移管後、3年以内に第三者評価を受審し、移管に関する検証を実施するとともに、その結果を公表してください。また、課題として指摘された事項は、早急に改善してください。

2 ●移管後の運営については、一般社団法人京都府保育協会「福祉サービス等第三者評価」と同様・類似の評価項目や、総合的に見て、修学院保育所の受審結果を下回ることがないように努め、これを下回った場合は、ただちに改善し、その結果を公表してください。

2.8 【三者協議会の設置】

1 ●当分の間は、三者協議会において保育の内容の継続性及び基本事項の変更等について調整するとともに、三者協議会で決定された事項については遵守してください。

2 ●保育体制の確保（ただし保育標準時間の時間帯に限る）等、保護者代表の出席に配慮してください。

2.9 【情報開示】

1 ●保育所の運営状況、法人の経営状況について、年1回以上、定期的に保護者向け説明会を開催して説明してください。

2 ●経営状況が悪化している際には、悪化要因とその改善策を保護者に説明してください。

第2回市営保育所移管先選定部会書記録より、保護者Sさんのスピーチ（2017.6.9）

修学院保育所をはじめ、市営保育所のあり方が、親子にとって、地域にとって、どれだけ救いになっていたかを感じていただきたいと思います。

私は精神的な病気で娘を修学院保育所に預けています。生後3ヶ月から体調がおかしくなり、娘を抱くことが難しくなり、外出もできなくなりました。子育てのできない自分を責める日々が続きました。区役所からの保健師さんが来られて、一生懸命、保育所を探してくれて、その結果、一時保育で、修学院保育所と錦林保育所に週3回預かってもらえるようになりました。このときも、私は外に出られない状態でしたが、修学院保育所の先生が家に来てくれて、娘が通う保育所の、ロッカーやお昼寝する所などの写真を持ってきて、丁寧に説明してくれました。その後も、担任となった先生が何度も家に来てくれました。

娘が8ヶ月のとき、大きく体調を崩し、3ヶ月入院しました。そのとき助けてくれたのが、修学院保育所と錦林保育所の先生でした。病院から錦林保育所が近かったので、ハイハイする娘の姿を見に行きました。「体調の良い時いつでも見に来てください」と。そして、錦林と同じ市営保育所のつながりがある修学院保育所での様子も、そこで教えていただくことができました。その時の娘は私を母だと分かったのかは分かりませんが、娘の笑顔に安心しました。

入院先の病院からは、修学院保育所にも電話をしましたが、当時の修学院の所長も、電話で不安な気持ちを聞いてくれて、娘の様子を教えてくださいました。

入院のときに助けられたサポートには助けられました。娘の様子が全く分からないでいたら、入院している間も自分を責めることになったと思いますが、サポートのおかげで、自分の治療に専念できました。

その後は、私の回復よりも娘の成長のほうが、うんと早いんです。私は、病気のせいで、と自信をなくすことがいっぱいありますが、そんなときは先生がたが「お母さん大丈夫？」とさりげなく声をかけてくれます。ひとりではない、と感じる瞬間です。

修学院保育所は、先生ひとりひとりが子どもそれぞれのペースや個性を大切にしてくれて、親と一緒に子どもが「自分を大切にできる」ということを、目指してくれていると感じます。お友達に思いやりをもち、それぞれの個性を自然に認め合うことができる。人間の成長にとって本当に大切な「私は愛されている、認められている」と子どもが思える土台作りの時期を、修学院保育所で過ごし、育つことができ本当に嬉しいです。

3ヶ月前、保育所の参観日のときに、保育所でパニック発作を起こしました。その時も、先生の対応に助けられました。先生は「○○○ちゃん（娘さん）は大丈夫だよ」と言ってきて、大声を出したり慌てることなく、落ち着いて私の発作に対応してくれました。その後は発作がおさまり、娘と給食が食べられました。「野菜たべられるよー」と言う笑顔の娘を見ることができました。

こんな病気の私ですが、夢をもてるようになりました。今、子どもをまた望んでいます。そんな矢先の、民営化の話でした。

今の保育に感謝する機会を、改めてもらったと思っています。私が外出できなかった頃、生きるのが精一杯で、見えていなかった大きな支えが、今ははっきり見えます。私は、「本当に修学院保育所でよかった」と心から思っています。

修学院保育所のおかげで、私と娘の命が、今につながっているのです。そのことに感謝しています。

修学院保育所の保育を守ってほしいです。多くの人が望むすばらしい保育が、ここに確かに存在します。民営化する、それが変えられないのであれば、選ばれる法人の方には、保護者と子どもに寄り添ってくれるこの保育をつないでほしいと、強く望んでいます。

私たち保護者の要望書をお読みいただき、ありがとうございました。

以上のことを移管当日から確実に実行するため、移管先法人に確定した日から準備をしてください。共同保育期間だけでは、到底引き継げるものではないことを十分にご理解ください。

**以上に記したことが
「実行できない」「理解できない」のであれば、
くれぐれも応募はお控えください。**

我々保護者の思いを十分にご理解ください。

以下に、

- ・保護者会から各家庭に配布している民対ニュース
- ・報道各社に提出したプレスリリース
- ・第2回、4回、5回選定部会の書記録（ウェブサイトへのリンク）
- ・選定部会を受けての質問要望書と回答

を時系列に掲載しますので、熟読していただきますよう、お願いいたします。



報道関係者各位

平成29年5月30日
修学院保育所父母の会

京都市が修学院保育所の民営化スケジュールを説明 ～保護者からは不安や不満の声～

5月22日、京都市による修学院保育所(左京区)の保護者を対象とした、保育所民営化についての説明会が開催されました。保護者からは、移管時の審査において合格最低点が設定されないのはおかしい、などの意見があがりました。

京都市は、平成31年度に京都市営の修学院保育所を民間移管する方針であることをすでに発表しています。今般、民間意見のスケジュールと移管の際の募集要項案を保護者に説明するために、同保育所内で保護者向けの説明会が実施されました。

今年7月には募集が開始され、2か月間の審査を経て10月末には移管先が決まることとなっており、審査は弁護士や大学教授など5名の選定委員により行われます。

保護者からは、今の保育所の先生が移管先の法人でも働けるような仕組みを作ってほしい、近隣の小規模保育施設に子供を預けているのでそことの連携を継続してほしい、そもそも選定部会の委員が適正なのか、などの意見が多数寄せられました。

説明会は1時間半余り。保護者40名ほどが参加し多数の質問が出て、中には京都市が解答に窮する場面もありました。

修学院保育所父母の会はこれまで、署名運動などで民間移管に反対してきたものの、全く受け入れられませんでした。今は、京都市のスケジュール優先の民間移管の進め方に不安と不満を感じています。子ども達の保育を守りたいと強く願っていますが、京都市に任せて守ってくれるのでしょうか。

今後も、民間移管後の保育の質が保たれるよう、京都市の民間移管の進め方を厳しくチェックしていく方針です。

(説明会の概要)

日時:5月22日(月)19時から20時40分

場所:修学院保育所 ホール

説明者:京都市子ども若者はくみ局 幼保総合支援室 公営保育所課長ほか3名



上質な保育を。

修学院保育所 父母の会
民営化対策委員長 紫尾田健吾(しびたけんご)



H31年度の民間移管に向けて、5月2日、京都市より今後のスケジュール等説明会がありました。34名のたくさんの保護者の方に参加頂き、ありがとうございました。主なトピックは次のとおりです。

◆移管先候補の選定における最低点設置を検討へ！◆
 移管先候補者の選定については、審査で点数化し、最も高い点数の法人を選定することになっていますが、最低点の設置はありません。今回も保護者からは合格最低点を設けるべきとの意見がありました。事務局からも同じような意見があり、京都市は今後、選定部会の合格最低点の設置を検討していくとのことでした。

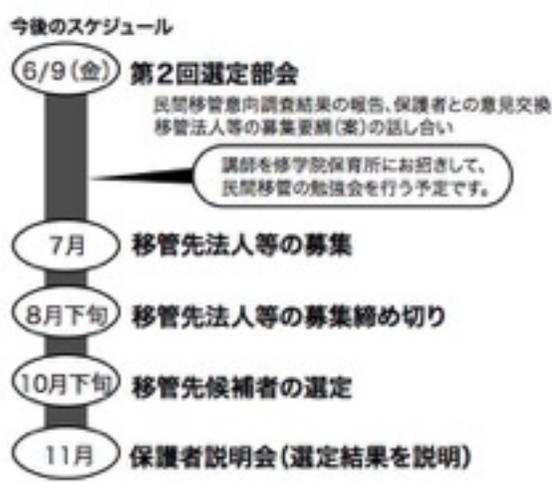
◆選定部会(※)の在り方について、市の検討事項多数！保護者から改善を要求！！◆
 まず、部会開催の日程の公表が5日前と、大変直前すぎることや、傍聴にあたって託児サービスがないため、保護者の傍聴がとてもしづらい環境であるため、改善を求めました。
 また、報酬を受け取っているにも関わらず、選定委員が「合格最低点の設置は、点数を付けたことがないのでわからない」というような発言をしたことなどから、選定委員に対し、真摯な対応に会に臨んでほしいとの要望を出しました。
 (※)選定部会・・・京都市によって選ばれた弁護士や大学教授など5名の各分野の専門家によって、移管の進め方や保育所の移管先について審査する会。

◆その他の保護者の主な意見◆
 ・近隣の小規模保育所に子ども預けているので、修学院保育所との連携を継続してほしい。
 ・今の保育所の先生が移管先の法人でも働けるような仕組みを作ってほしい。
 などなど、多数の質問や意見が出されました。

第2回選定部会は、6月9日(金)19時から左京区役所にて行われる予定です。保護者のうち3名が会に参加し、選定部会の委員と意見交換を行います。保育の有無は要望中ですが、他の保護者も傍聴できますので、多数の参加(傍聴)をお願いします！

『子どもたちの保育の質を守るために私たちができること、すべきこと』

子どもたちの保育の質を守るためには、民間移管をさせないことが最も確実な方法であると考え、今まで反対の立場で活動をしてきました。しかし、民間移管の流れを止めることは容易ではありませんでした。移管がどんどん進められる中で反対姿勢を示すばかりでは、子どもの保育を守りきれないと考え、とにかく子どもたちの保育を守りたいという考えで、今年度の民間対策委員会は活動を行っています。右記は、今後の活動予定となっています。保護者の方にご協力を得て、実りある民間移管にしていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。



民間移管対策に関するご意見、ご質問などは、お近くの民対委員か、父母の会ポスト、または、shugakuin@fubonokai@gmail.comまでお寄せください。

第2回市営保育所移管先選定部会 書記録(2017.6.9)

以下のウェブサイトをごらんください。(検索→「民対活動記録」でヒットします)

<http://shugakuin-mintai.hatenablog.com/entry/2017/06/22/163837>

第2回選定部会を受けての、保護者の質問および要請書と回答 (2017.6.19)

※以下太字下線が京都市の回答 (6/28)

参照URL → goo.gl/JgjDZr (PDF閲覧可)

質問① 民営化の根本的な問題について

京都市は民間移管をしても「保育の質は保つ」と説明されていますが、民間移管により、市営保育所で培われてきた高い質を持った保育の経験が蓄積された保育士が保育の現場から離される一方、多数の新たに雇用された保育士が移管後の保育を担うこととなります。移管先法人がすでに運営している保育園(こども園)でも同様の事態が起こることが予想されます。

実際、民間園の職員・保護者からも市営保育所の民営化反対の声があがっています。これは「民営化では保育全体の質が保てない」という現場の叫びを表しているのではないのでしょうか。

一挙に複数の保育所を民間移管しながら京都市の保育の質を維持することができるという、その根拠をお示ください。

A 本市においては、保育士の皆様に長く働いていただけるよう、市の独自負担により約46億円(平成29年度当初予算)の民間保育園への運営補助金を確保し、保育士の配置

や給与の改善を図っています。法人においては、自園の保育士の状況や人材確保の見通

しを踏まえ、応募していただけるものと考えております。また、移管対象保育所においては、安定した保育を継続して提供するため、「移管後の運営に係る基本事項」の中で、具体的な保育士等の経験年数や人数を規定しております。

質問② 民間移管後の保育士の業務について

移管により保育の現場を離れた公営保育所の保育士や管理職が、どのような仕事をしているのか実例を示してください。

A これまでの民間移管において、移管対象保育所に在籍していた職員の多くは他の市営保育所に異動しております。その後の人事異動において、児童福祉センター、児童相談所区役所・支所、本庁等で、保育士としての経験をいかして勤務することもあります。

質問③ 第三回選定部会について

淀保育所近郊で6月12日に行われた第三回選定部会は、淀保育所の児童定員150名に対して、傍聴者10名、17時開始と、左京区役所で行われた第二回選定部会よりも格段に保護者や市民にとって傍聴しにくい環境で行われました。選定部会の時間も50分と短いものでしたが、これらの理由を教えてください。

A 第3回選定部会は、淀保育所保護者の方との意見交換であったため、淀保育所の保護者の方と調整のうえ、会場・時間等を決定させていただきました。選定部会の時間につきましては、先述のとおり内容が淀保育所保護者の方との意見交換のみであり、募集要項案に係る審議を実施しなかったため、短時間での開催となりました。

要請① 選定部会の傍聴のあり方について

選定部会の傍聴人数を増やし、該当する保育所の保護者及び保育士が傍聴を希望する場合は、原則として全員が傍聴できるような環境を整えてください。第一回、第二回とも、スペースを工夫すれば傍聴人数が増やせたはずですが**A 傍聴人数は会場に応じて設定しております。希望する方全員の傍聴をお約束することはできませんが、可能な限り傍聴していただけるよう調整させていただきます。**

要請② 選定部会の保育のあり方について

第二回選定部会において、「平等ではないから」と未就学児同伴の保護者が入室できないというトラブルがありました。また、保護者同伴の小学生が傍聴人数に入れられ、傍聴を遠慮せざるを得ないという事態も生まれました。子連れであるために、傍聴ができない、あるいは傍聴を遠慮せざるを得ないというルールは、子連れでない傍聴者との平等が保たれていません。子どもの保育生活のために傍聴を希望した保護者の権利を最大限尊重すべきです。保育の質を守ると約束している京都市としての改善を求めます。

A 子連れで傍聴を希望される場合、お子さんについても傍聴席に座っていただくこととなりますが、可能な限り多くの傍聴席を確保できるよう調整させていただきます。

要請③ 意向調査にて意向を示した法人について

意向調査にて修学院保育所の移管を受入れる意向を示した5つの法人を教えてください。まだ、移管先が決まったわけではないうえに、保護者は審査するわけではないため、保護者に伝えても審査の公平性は保たれます。

一方、保護者はどのような法人に移管されるのか分からず、不安な状態が続いています。移管を円滑に進めるためにも、受入れ意向を示している法人を教えてください。

A 意向調査にて意向を示した法人を公開することによって、今後申請を検討している法人同士が接触を持つ可能性があり、審査に不当な影響を与えるおそれがあるため、お教えすることはできません。また、意向調査は、回答された法人名を公開しないことを前提に実施しています。

要請④ 意向調査をした先の一覧の提供について

意向調査を送った先の一覧をご提供ください。上述のとおり保護者は不安な状態が続いています。意向調査にて受入れ意向を示した法人以外にも移管される可能性があるため、可能性がある法人全てを把握する必要があります。

A 意向調査の実施対象一覧については別添のとおりです。参照URL → goo.gl/JgjDZr (PDF閲覧可)

要請⑤ 移管先法人への保育士の転職支援について

現在、市営の保育所で働く保育士を、移管後の法人で雇用するシステムを作ってください。例えば、京都市が保育士賃金を補助する仕組みです。

移管を受ける法人は保育士不足が懸念されます。市営保育所で勤務していた保育士を雇用することができれば、保育士不足も解消されるうえ、引継ぎも円滑に進みます。京都市と民間園との賃金差のうち半分か3分の2を向こう5年間補助する仕組みがあれば、転職を検討する保育士も出てくると思います。移管先法人にとってメリットがありますし、子どもや保護者としても、今の保育士が少しでも残ってくれば安心感が強くなります。京都市にとっては財政負担が必要になりますが、より円滑な移管を行うために、是非ご検討ください。

A 移管後の保育園での職員につきましては、移管先法人で確保することが条件となっています。保育の引継ぎについては、移管前後の2年間(最長)で行います。その後も保育士の資格を持つ課長が保育を確認します。また、現在共同保育の前倒しも審議されている状況であり、本市としては、現行の財政負担で引継ぎが可能と考えております。ただし、「移管後に運営における基本事項」の中で、移管前に修学院保育所において勤務する臨時的任用職員本人が希望した場合は、移管先法人において雇用し、当該職員が引続き移管を受けた保育所において現状と同等またはそれ以上の待遇条件で勤務できるよう努めることとしております。

要請⑥ 選定委員の事前準備について

第二回選定部会の際に、選定委員が修学院保育所の世帯数を聞いたり、小規模保育と市営保育所の連携のことを把握していないなど、本来選定委員が踏まえておくべき現状を把握できていないことが分かる発言があり、落胆しました。市税で報酬を得る選定委員には、事前に配布した資料や、保育の現状を示す各種資料を熟読し、保育の現状を正確に把握するよう強く要求します。

A 修学院保育所の現状につきましては、今後の現地視察を含めて選定委員に説明し、現状把握に努めていただきます。

要請⑦ 摘録について

選定部会や説明会等の摘録は、選定部会、説明会后一週間以内に配布してください。

A 摘録については、1週間以内という約束はできませんが、可能な限り早く配布できるよう努めてまいります。

第4回市営保育所移管先選定部会 書記録(2017.6.21)

以下のウェブサイトをごらんください。(検索→「民対活動記録」でヒットします)

<http://shugakuin-mintai.hatenablog.com/entry/2017/06/22/164707>

第4回選定部会を受けての、保護者の質問および要請書 (2017.6.24)

※以下太字下線が京都市の回答 (6/28)

参照URL → goo.gl/JgjDZr (PDF閲覧可)

質問① 合格最低点について

合格最低点を105点(7割)とした根拠が曖昧です。保護者からは科学的根拠のある数字を意見として出しているにもかかわらず、曖昧な根拠で最低点を設定した理由をご説明ください。

事務局は過去3年間の最低点として105～107点と回答しました。しかし、過去3年間に応募した法人の点数は以下のとおりとなっており、100点台の法人がある一方、その上は120点2法人、130点台2法人、140点台4法人(全て重複あり)と大きな開きがあり、過去3年間の最低点のみを参考に決めることは妥当とは言えません。

- ・ 大原野保育園 107.6 (九条：不合格) 100点台
- ・ 京都地の塩会 105.6 (九条：不合格) 100点台
- ・ 永興福祉会 128.7 (九条：合格) 120点台
- ・ 大原野保育園 107.6 (吉祥院：不合格) 100点台
- ・ 洛和福祉会 137.7 (吉祥院：不合格) 130点台

・ 保健福祉の会	141.3	(吉祥院：合格)	140点台
・ 道心	104.6	(錦林：不合格)	100点台
・ 京都社会福祉協会	143.3	(錦林：合格)	140点台
・ 洛和福祉会	133.0	(砂川：不合格)	130点台
・ 京都老人福祉協会	123.5	(砂川：不合格)	120点台
・ 稻荷保育園	140.8	(砂川：合格)	140点台
・ 大原野児童福祉会	140.7	(山ノ本：合格)	140点台

少なくとも、上記の情報をきちんと提示したうえで議論すべきであり、不十分な情報を基に議論された内容はまともな結論とはなりません。

過去3年間の点数を基に基準を決めるのであれば、100点台は合格した法人とかけ離れていると言えますので、これらを除く最低点の123.5点をまずは議論のスタートとすべきです。

また、選定部会では国家資格の合格最低点についての言及がありましたが、比較の意味がなく参考になりません。さらに、他都市の合格最低点についても、保育の内容の比較がないまま点数だけを参考にするのは合理的とは言えません。比較するのであれば、修学院保育所の点数を算出して、それと比較すべきです。

なお、保護者にとっては123.5点でも落選した点数であり、落選するような点数の法人に移管してほしくはありません。保護者としては過去3年間で合格した法人の点数の平均もしくは点数化した修学院保育所と同等が妥当だということを改めて主張させていただきます。

合格最低点を7割と決めることは、保護者にとっては「移管後の保育の質を7割しか保証しない」と言われているに等しく、保育行政への不信感を強くもたざるをえません。あくまでも合計合格採点を7割とするならば、小・中項目の全てが7割以上の得点であることを足切りラインとすべきです。

繰り返しになりますが、私たちは移管に反対しており、やむをえず移管となった場合でも保育の質の維持は最低条件であるという姿勢です。

A 選定部会では他都市で定める最低点のうち最も高い得点率を参考に審議していただき、曖昧な根拠で最低点を設定したものではありません。なお、市営保育所移管先候補者選定に係る審査については、実際に市営保育所の保育を引き継ぐに当たって評価するものであり、申請者の保育の質のみを評価するものではありませんので、念のため申し添えます。また、保育の引継ぎに当たっては、子どもたちと保護者の方に安心して保育所を利用していただけるよう、本市及び移管先法人等が密接に連携して保育の質を確保してまいりたいと考えております。

質問② 採点結果の公開について

これまでの選定結果では中項目までの採点結果が公表されていますが、小項目の採点結果を公表していない理由を教えてください。

なお、修学院保育所の採点結果においては、小項目の採点結果まで保護者に公開するようお願いいたします。

A これまでの選定は本市の指定管理者制度を参考にしており、中項目の得点を公表しておりました。修学院保育所保護者の皆様には、別途、小項目の得点までお示しさせていただきます。

質問③ 車寄せスペースの件について

車寄せスペースの問題は、事務局や選定委員から応募法人に対して良く説明する（基本事項には追記しない）という結論でした。しかし、どのような説明をされたか保護者には分かりません。

この問題は、父母の会総会でも毎年話題に上ることであり、地域住民との関係構築のための重要な問題ですので、これまでの経緯や京都市の対応等を細かく説明して理解してもらう必要があります。移管法人への説明にあたっては、必ず書面にてしていただくようお願いします。できないのであればその理由をご説明ください。

また、過去の資料の保護者への提供をお願いしています。必ずご提供ください。

繰り返しになりますが、この問題は移管先法人と保護者だけの問題ではなく、地域住民が関わる問題ですので、くれぐれも丁寧に対応していただくようお願いします。

A 第4回選定部会において、事務局から説明させていただきましたとおり、車寄せスペースについて詳しい引継ぎ資料等は残っておりませんが、運用につきましては、保護者の皆様の御協力のもと、地元との関係を維持していることを踏まえ、現状の対応が分かる資料を作成し、移管先法人に引継ぎを実施します。その資料につきましては、保護者の方へ提供させていただきます。

質問④ 三者協議会について

当方からの意見のうち開催主体を明確にすべき、という意見が考慮されていませんので、開催主体が「京都市」であることを明確にしてください。

保護者の意見書を事務局がまとめたことにより選定委員にきちんと意見が伝わらない事態になっています。事務局の責任で必ず追記してください。

A 第4回選定部会では、三者協議会に当たっては、設置要領を保育所ごとに定めており、事務局が京都市であるということを明記しているため、追記しなくてもよいこととなりましたが、保護者の皆様の意向を踏まえ、開催主体を追記することを第5回選定部会において提案します。

質問⑤ 軽微な違反を犯した場合の罰則について

「重大な違反」でなくても損害賠償請求はできるので、軽微な違反については記載しないこととなりました。その結論であるならば、募集要項5ページの7に書いてある「重大な」という言葉を削除してください。選定委員の意見と齟齬があります。

なお、プール制の支給停止を京都市ができないことについて第2回選定部会の際に説明があれば、保護者で咄嗟に対案を考えることもできたと思います。第2回選定部会で事務局から説明していただけなかった理由を教えてください。

A 第4回選定部会の審議では、「移管後の運営に係る基本事項」において軽微な違反があった場合の措置について記載していること、また、プール制は別の団体が運営をしていることから、プール制に係る制裁については募集要項に記載しないこととなりました。募集要項には、軽微な違反があった場合の措置について追記します。また、第2回選定部会は、保護者の方と選定委員との意見交換の場であったため、事務局が保護者の意見をその場で否定するような発言をすることは控えさせていただきました。

質問⑥ 意見交換会について

現在の市営でやっていないことは募集要項に書けないとの意見がありましたが、民間移管したら前提条件が大きく変わることは多々あります。また、「これは募集要項に書くのはそぐわない。」などの意見がありましたが、基準が曖昧で納得のいくものではありません。事務局や選定部会において、「募集要項に記載する基準」が明確に決まっているのであればそれをお示しください。

そもそも、第2回選定部会の意見交換会の場で保護者向けに発言されなかった委員の意見が、第4回選定部会では多数出されました。意見交換会を開催しているのであれば、本来こういった意見は意見交換会の場できちんと意見していただくべきです。実態として、第2回選定部会は意見聴取に終わったと言えます。

事務局からは以前の説明会にて、もともとは「意見聴取会」だったものを「意見交換会」にしたという説明がありましたが、「意見交換会」と銘打った以上はきちんと意見交換をしていただく必要があります。会の名称だけ変えて、内容は「意見聴取会」などということでは筋が通りません。

きちんと意見交換ができていなかったという反省を踏まえ、もう一度意見交換会を開催してください。全体のスケジュールが多少ずれることになるかもしれませんが、半月ぐらいのずれであれば、年内の移管も可能なスケジュールであろうと思いますので、よろしくをお願いします。

A 「募集要項に記載する基準」を明確に定めたものではありませんが、修学院保育所で実施していない保育を引き継ぐことはできないため、移管後の運営に係る基本事項には記載できません。それらについては、保護者のペー

ジに記載していただくことは可能です。第4回選定部会での選定委員の発言は、保護者との意見交換を踏まえた審議となっております。再度の意見交換は開催しません。

質問⑦ おむつについて

おむつの件について、募集要項に追記しない理由が曖昧です。安保部会長の説明では審査の中できちんと判断することでしたが、募集要項に記載すれば審査する必要もなくなり、より明確です。募集要項に追記しない理由を改めて説明してください。

A おむつにつきましては、これまで移管した保育所における現状を事務局から説明し、移管後も選択制を継続していただいていることを確認していただきました。おむつについては、保育の引継ぎの中で伝えていく中の一つであり、追記する項目としなくてもよいのではないかと判断されたものです。審査においては、保護者からの御意見を踏まえ、丁寧に確認することとなりました。

質問⑧ 選定委員の任期と説明会の開催について

保護者意見のうち、選定委員の任期の件と説明会の開催の件について、全く言及がなされていません。募集要項に直接かかわることではないことではありますが、事務局の意向をご説明ください。

A 選定委員の任期につきましては、条例で定められており、少なくとも現在の選定委員の任期を変更することはできません。選定委員が変更となった際には、保護者と当該変更後の委員との意見交換会を改めて開催させていただきます。また、募集開始後、募集要項確定に係る保護者説明会を開催させていただきますので、改めて日程を調整させていただきます。

質問⑨ 次回の選定部会について

第5回選定部会は19時半から20時45分までと短くなっています。今のペースではとても時間が足りないと思います。時間がないからといって簡単な議論で済ますことがあってはなりません。会議の延長や第6回選定部会の開催をすべきだと考えますが、事務局の意向をご説明ください。

第1回、第2回と傍聴席の件で反省点を残し、さらに第4回以降は時間が足りなかったとなれば、事務局の会議運営の姿勢が問われます。きちんと議論がつくせるような体制をとるようお願いします。

A 第5回選定部会の状況を踏まえ、会議の延長及び第6回選定部会の開催を判断します。

質問⑩ アンケートについて

いつも傍聴後に提出する質問や意見を書くアンケートはどのように取り扱い、意見を反映しているのか教えてください。

A 事務局及び選定委員で確認し、次回以降の部会運営の参考とさせていただきます。

以上

第5回市営保育所移管先選定部会 書記録(2017.6.28)

以下のウェブサイトをごらんください。(検索→「民対活動記録」でヒットします)

<http://shugakuin-mintai.hatenablog.com/entry/2017/06/29/161855>

H29.6.9第2回選定部会において、修学院保育所の保護者と意見交換を実施！

修学院保育所の『移管を検討したい法人が4、関心がある法人が1』と発表！

保護者からは合格最低点の設定や小規模保育の連携継続など、細やかな要望を提示。市営保育所に救われた保護者の切実な体験談のスピーチに、参加者が涙を流す場面も。

H29.6.9(金)に左京区役所にて、第2回選定部会が行われました。

部会では、修学院保育所の保護者のうち3名が選定部会の委員と意見交換を行い、その他の保護者は傍聴者として参加し、じっと会を見守りました。

一方、受付では保護者や先生など傍聴者が多数の中、傍聴席数を20席に限定されたり、小学生の保育や小さいお子さん同伴の傍聴をマニュアル的に拒否されたため、傍聴できない方が続出するという事態が起こりました。移管に関して当事者である保護者が傍聴できず、結果的に会から締め出されてしまったことは、大変遺憾であり、「知る」権利の侵害にもなりかねません。この件については、個々の事情に最大限に配慮し、傍聴の機会の確保に努めるよう要求したいと思います。

さて、今回の選定部会で行われた意見交換で、保護者からは合格最低点の設置や小規模保育の連携の継続など、現在の保育が維持できるよう多くの意見を伝えました。

小規模保育との連携については、選定委員があまり理解していなかったためか、仕組みについての質問があったりしましたが、同時にメモをとる姿も多く見られ、関心をひくことができました。

また、保護者代表として出席したSさんは病気で苦しんでいる時に市営の保育所の先生に助けられ、命が救われるような気持ちになったという経験を語って下さいました。Sさんの保育所への深い感謝と修学院保育所を守りたいという強い思いに、多くの人が心を打たれ、涙を流していました。これらの保護者の意見が通じて、その後の審議では、保護者の気持ちに配慮した発言がとられるなど、選定委員の方々にも少なからず、私たちの思いが伝わったように感じました。

しかしながら、今回の選定部会において、修学院保育所の移管受け入れについて「移管検討したい法人が4、関心がある法人が1」という調査結果の発表があり、民営化の流れを止めることは、ますます難しい状況となってきました。「民営化反対」という基本的な姿勢に変わりはありませんが、今回の結果を踏まえ、今後は「保育の質を守る」ための要項の作成や移管法人との協議などが重要となりそうです。

今後のスケジュール

- 6/21水 第4回選定部会@こどもみらい館
- 7/12水 7/12夜 民間移管勉強会@保育所ホール
- 7月 移管先法人等の募集
- 8月下旬 移管先法人等の募集締め切り
- 10月下旬 移管先候補者の選定
- 11月 保護者説明会(選定結果を説明)

最低点設定など、前回要望したことへの返答が得られる予定です。またレポートします。

7/12夜に、保育所民営化問題に詳しい講師の方を修学院保育所にお招きして、勉強会を行う予定です。昨年、とても好評いただいた勉強会です。保育も予定していますので、ぜひご参加ください。

民対ブログ始めました！各種資料が閲覧できます。
<http://shugakuin-mintai.hatenablog.com/> 検索 民対活動記録

民間移管対策に関するご意見、ご質問などは、お近くの民対委員か、父母の会ポスト、または、shugakuinmintai@gmail.comまでお寄せください。

H29.6.9第2回選定部会において、修学院保育所の保護者と意見交換を実施！ 修学院保育所の 『移管検討したい法人4先、関心があるの法人が1先』と発表！

H29.6.9(金)に左京区役所にて、第2回選定部会が行われました。部会では、修学院保育所の保護者のうち3名が選定部会の委員と意見交換を行い、その他の保護者は傍聴者として参加し、じっと会を見守りました。一方、受付では保護者や先生など傍聴者が多数の中、傍聴席数を20席に限定されたり、小学生の保育や小さいお子さん同伴の傍聴をマニュアル的に拒否されたため、傍聴できない方が続出するという事態が起こりました。移管に関して当事者である保護者が傍聴できず、結果的に会から締め出されてしまったことは、大変遺憾であり、「知る」権利の侵害にもなりかねません。この件については、個々の事情に最大限に配慮し、傍聴の機会の確保に努めるよう要求したいと思います。

さて、今回の選定部会で行われた意見交換で、保護者からは合格最低点の設置や小規模保育の連携の継続など、現在の保育が維持できるよう多くの意見を伝えました。小規模保育との連携については、選定委員があまり理解していなかったためか、仕組みについての質問があったりしましたが、同時にメモをとる姿も多く見られ、関心をひくことができました。また、保護者代表として出席したSさんは病気で苦しんでいる時に市営の保育所の先生に助けられ、命が救われるような気持ちになったという経験を語って下さいました。Sさんの保育所への深い感謝と修学院保育所を守りたいという強い思いに、多くの人が心を打たれ、涙を流していました。これらの保護者の意見が通じて、その後の審議では、保護者の気持ちに配慮した発言がとられるなど、選定委員の方々にも少なからず、私たちの思いが伝わったように感じました。

しかしながら、今回の選定部会において、修学院保育所の移管受け入れについて「移管検討したい法人が4先、関心がある法人が1先」という調査結果の発表があり、民営化の流れを止めることは、ますます難しい状況となってきました。「民営化反対」という基本的な姿勢に変わりはありませんが、今回の結果を踏まえ、今後は「保育の質を守る」ための要項の作成や移管法人との協議などが重要となりそうです。

(説明会の概要)

日時:6月9日(金)19時から20時45分

場所:左京総合庁舎1F会議室

発言者:選定部会員5名、修学院保育所保護者3名、京都市子ども若者はぐみ局 幼保総合支援室

私たち保護者の要望書をお読みいただき、ありがとうございました。

この要望書は、京都市が募集要項を決定し配布する前に作成しています。
募集要項が配布された後に、その内容に対して、保護者の要望を変更・追記を行
えるよう要望していく予定ですので、ご確認ください。

最終改訂／2017.7.3

修学院保育所民営化対策委員会・父母の会一同

お問い合わせ先・ shugakuinmintai@gmail.com

ウェブサイト・ <http://shugakuin-mintai.hatenablog.com>